

(公 印 省 略)
障第30591-1号
令和8年6月1日

各 社 会 福 祉 法 人
精 神 障 害 関 係 医 療 法 人
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 実 施 予 定 者 } 様

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課長 千葉 純也

令和9年度障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助事業等の要望調査について（通知）

平素より、本県の障害福祉施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

県では今般、標記調査を実施することとなりました。つきましては、各法人等において障害者関係の施設整備事業の実施予定があり、国庫補助金の活用を要望する場合は、別添「令和9年度障害関係社会福祉施設等施設整備事業の要望調査について」等を御参照の上、期日までに調査票等を所定の提出先あてに御提出いただきますようお願いいたします。

また、正式な協議（ヒアリング等）については、必要に応じて別途実施いたしますが、日程等については、該当する法人等へ個別に御連絡いたします。

なお、国・県ともに財源が限られていることから、地域のニーズ等を総合的に勘案し、**全ての要望には応じられない可能性がある**ことを申し添えます。

記

1 提出書類

- ・施設整備内容調査票及び添付書類（別添「提出書類一覧」のとおり）

2 届出期限

令和8年6月30日（火）必着

※ 提出期限以降は受け付けませんので、御留意ください。

3 提出方法

「提出書類一覧」に記載のある書類を下記の提出先へ、**郵送及び電子データの両方**で提出してください。

(1) 郵送提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

群馬県 健康福祉部 障害政策課 ○○係 □□

※ 下記各担当宛にお送りください。

【障害者（施設入所支援・共同生活援助）関係】居住支援係 太田

【障害者（訪問・日中活動系）関係】訪問・日中活動支援係 佐治

※ **封筒に「社会福祉施設等施設整備費補助事業 要望調査票在中」と朱書きで記載してください。**

- (2) メール提出先
指定アドレス (shougai-todokede@pref.gunma.lg.jp) あて、メールにて送付してください。

※提出時のメール件名は「令和9年度社福整備費要望調査票提出【法人名】」としてください

※郵送及び指定アドレス以外へのメールでの提出は受けませんので、御留意ください。

4 届出の際の留意事項

- ・ 障害児福祉施設等の整備に係る補助は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」による取扱いとなっており、今回要望調査の対象ではありません。
- ・ 提出書類の作成にあたっては、国の通知の他、各交付要綱等を御確認ください。
なお、昨年度の要望調査から変更のあった様式は様式第2号-2のみです。

5 お問い合わせ先

お問い合わせは障害福祉サービス質問・相談フォームよりお送りください。

なお、回答に時間を要する場合がございますので、届出期限まで余裕を持ってお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【障害福祉サービス等質問・相談フォーム】

<https://www.pref.gunma.jp/page/627748.html>

(事務担当)

群馬県健康福祉部障害政策課

居住支援係 太田：027-226-2638

(障害者(施設入所支援・共同生活援助))

訪問・日中活動支援係 佐治：027-226-2632

(障害者(訪問・日中活動系))

令和 9 年度障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助事業等の要望調査について

1. 本要望調査の対象事業概要

※中核市内に整備するものは本調査の対象外

施設種別	整備区分	対象事業者	補助率
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス事業所	創設 改築 大規模修繕 増築	社会福祉法人 医療法人 公益法人 NPO法人 営利法人	3 / 4 うち国 1 / 2 県 1 / 4
障害者総合支援法に基づく 障害者支援施設	改築 大規模修繕	社会福祉法人	

2. 整備区分等（令和 8 年度の場合） ※変更が生じる場合があります。

※現時点では令和 9 年度の国庫補助基準額が示されていないので、令和 8 年度のものを用いて参照してください。（補助基準額は「令和 8 年度基準額一覧」の単価を参照）

(1) 創設

- ・整備内容 新たに事業所（入所施設を除く）を新築する整備事業。
- ・対象経費(A) 工事費又は工事請負費、及び、工事事務費（工事費等の 2.6% が上限）
- ・補助率(B) 対象経費×3 / 4（国 1 / 2、県 1 / 4）
- ・補助基準(C) 別表 3-1 及び別表 3-2 参照
- ・補助額 対象経費(A)×補助率(B)と補助基準額(C)の低い方の額

※整備後の新規事業所が障害福祉サービス事業を提供するためには、整備後に当課から事業者指定を受ける必要があるため、整備事業計画段階において、関係通知等により設備基準等をよく確認の上、要望してください。

(2) 改築（一部改築、移転改築を含む）

- ・整備内容 既存社会福祉施設の改築を行う整備事業。
- ・対象経費(A) 工事費又は工事請負費、及び、工事事務費（工事費等の 2.6% が上限）
- ・補助率(B) 対象経費×3 / 4（国 1 / 2、県 1 / 4）
- ・補助基準(C) 別表 3-1 及び別表 3-2 参照
- ・補助額 対象経費(A)×補助率(B)と補助基準額(C)の低い方の額

(3) 大規模修繕等

- ・整備内容
 - 老朽化した社会福祉施設の大規模な改修や入所者等のニーズに合わせた大規模な改修を行う整備事業のうち、以下の全てを満たすもの。
 - ① 10 年程度を経過した建物。
 - ② 総事業費が、施設の延床面積×4,000 円以上。
 - ③ 総事業費が、入所 10,000 千円、通所 5,000 千円以上、グループホーム 300 千円以上 10,000 千円以内
- （詳細については、「大規模修繕等の取扱いについて」を参照）
- ・対象経費 工事費又は工事請負費、及び工事事務費（工事費等の

- ・ 補助率 2.6%が上限)等
対象経費×3/4(国1/2、県1/4)
- ・ 補助基準額 国庫補助基準額なし

(4) 増築

- ・ 整備内容
既存施設の現在定員の増員を図るための整備
ただし、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)」や障害者総合支援法第36条第5項等を踏まえ、障害者支援施設の増築、また、県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合等の障害福祉サービス事業所等の増築については、対象としない。
- ・ 対象経費(A) 工事費又は工事請負費、及び工事事務費(工事費等の2.6%が上限)等
- ・ 補助率(B) 対象経費×3/4(国1/2、県1/4)
- ・ 補助基準(C) 別表3-1及び別表3-2参照
- ・ 補助額 対象経費(A)×補助率(B)と補助基準額(C)の低い方の額

※補助額の算定は、国庫補助金交付要綱における整備区分毎の計算式に基づき算定します。

3. 対象外の事業概要

- (1) 自己所有でない建物を整備する工事(ただし、「通所施設及びグループホームの大規模修繕」については、賃貸物件も対象)
- (2) 拡張(=定員を増やさずに面積を増やす整備区分)
- (3) 現時点で、現在使用していない建物を、今後、指定等を受けて事業を行うために整備する改修等工事

4. 留意事項

- (1) 今回の要望の取扱いについて
昨今、国・県ともに財政が厳しい状況が続いていますので、補助事業として採択できるとは限りません。採択されない場合も想定しておいてください。

- (2) 障害者支援施設の改築・移転改築について

障害者支援施設の改築、移転改築(創設)にあたっては、国から以下の考え方が示されています。

【国の考え方】

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本としている。また、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し(数割以上の削減の検討)し、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められる。

以上のことから障害者支援施設の改築・移転改築(特に老朽化に伴う改築又は移転改築)を整備する場合は、定員の見直し及び地域移行にあたっての中長期的な整備計画書(別紙22)の提出をお願いします。

(3) 国土強靱化に資する整備について

令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」において、推進が特に必要となる施策として社会福祉施設等の耐災害性強化対策が位置付けられるとともに、目標達成に向けた積極的な取組が求められています。国土強靱化としての社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象事業は別紙Aのとおりのため、確認いただいた上で、該当する場合には様式第2号-2にご記載ください。

(4) 土地の選定について

創設（移転含む）の場合は、ハザードマップ等で、洪水浸水想定区域など「災害の発生を警戒すべき区域」として指定された区域以外における施設整備が基本となります。

(5) 地域生活支援拠点等について

国・県ともに地域生活支援拠点等の整備及び機能強化を推進しているところです。地域生活支援拠点等の整備の場合は、市町村自立支援協議会との連携を図るとともに、その旨を明確に記載してください。

(6) 参考として、国通知「令和8年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」を送付しますので、国の整備方針を予め御確認ください。

(7) その他

提出いただいた調査票を県で精査し、国への協議を行います。例年、国からの内示は調査を行った翌年6月頃に示されます。（今回調査分については、令和9年6月頃）

今後、国への協議にあたって、別添「提出書類一覧」に記載の書類以外にも書類が必要となります。例年、国から短期間での書類の提出が求められますので、あらかじめ御了承ください。（協議時期は国からの指示による）

(参考)最近の補助採択事業

対象年度	採択事業の種別
令和3年度	・ 児童発達支援センターの創設（2件）
令和4年度	・ 共同生活援助の大規模修繕（1件） ・ 障害者支援施設の創設（1件） （R4年度国補正予算対応分） ・ 障害者支援施設の大規模修繕（1件）
令和5年度	・ 共同生活援助の創設（1件）
令和6年度	・ 就労継続支援事業所の創設（1件） （R6年度国補正予算対応分） ・ 障害者支援施設の創設（2件）

別記

<すべての整備区分に共通>

- ・施設整備実施主体は、確実に自己資金の調達や建設用地の確保の見込みがあること。
- ・社会福祉事業の運営に実績があり、かつ、既設の社会福祉施設を適正に運営していること。
- ・単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。
- ・原則、単年度事業であること。

<創 設>

- ・障害者福祉計画等に基づき、利用者見込みに対して、サービスを提供する事業所・定員が少ないなど、必要性の高い地域における事業所の創設を優先するものとする。
また、必要性の高さについて、データ等で客観的に示せること。

<改 築>

- ・単に耐用年数の経過だけでなく、耐震性に問題があり利用者の安全の確保に支障をきたす、老朽化によって、具体的に利用者の支援に支障をきたす、等の理由により、喫緊に既存施設での処遇が困難になってきている施設の改築を優先するものとする。

<大規模修繕等>

- ・単に耐用年数の経過だけでなく、老朽化によって、具体的に利用者の支援に支障をきたしている、または、喫緊に利用者の支援に支障をきたす恐れのある社会福祉施設を優先するものとする。

<増築>

- ・障害者福祉計画等に基づき、利用者見込みに対して、サービスの提供体制が少ないなど、必要性の高い地域における事業所の増築を優先するものとする。

(別紙2)

令和9年度障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助事業等に係る
共同生活援助の優先整備対象について

令和9年度障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助事業等の要望調査について、共同生活援助（グループホーム）の整備におきましては、県内の整備状況や厚生労働省の整備方針などを踏まえ、下記の項目に該当する事業を優先する予定です。

該当する項目がある場合は、調査票の提出にあたり様式第2号-2の「3. その他」欄にその旨記載してください。なお、事業内容を確認するために追加書類等の提出を求める場合がありますので、御承知置きください。

記

- 1 強度行動障害者、長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのため整備を図るもの
- 2 市町村の地域生活支援拠点等として整備するもの
- 3 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- 4 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕及び移転改築等の整備を図るもの
- 5 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備を行うもの

担 当：居住支援係
電 話：027-226-2638

(別紙 A) 社会福祉施設等施設整備費補助金における国土強靱化対策について

(1) 耐震化整備について

- ① 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の改築、老朽民間社会福祉施設整備、大規模修繕等
- ② 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（賃貸を含む。）から、新耐震基準を満たす別の建物への移転等（創設、大規模修繕等）
- ③ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の廃止と一体的に実施される障害福祉サービス事業所等の創設

なお、新耐震基準施行以前に建築された障害福祉サービス事業所等の廃止と、新たな障害福祉サービス事業所等の創設が一体的に行われる場合は、同一敷地内であることを問わない。

- ④ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害者支援施設等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の改築に当たって、障害者支援施設等の入所定員を削減し、共同生活援助事業所や短期入所事業所の整備を一体的に行う場合

※ 耐震化整備における大規模修繕等は、耐震化に資する内容に限る（天井等非構造部材の落下防止対策、地震被害の防止・軽減に資する老朽化対策等）。

(2) ブロック塀等の改修整備について

- 安全点検の結果、問題があるブロック塀（組積造又はコンクリートブロック造）の改修

(3) 水害対策強化整備について

- 対象区域（※）に所在する通所系サービスを含む全ての障害福祉サービス事業所等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難等を行うために必要な整備。

（例）

- ・ エレベーター未設置の障害福祉サービス事業所等へのエレベーター設置工事
- ・ 車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 事業所等内の備蓄物資の倉庫や給水装置等の設置
- ・ 施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事

- ・ 非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、事業所等の屋上等に移設するための工事
 - ・ 事業所等の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
 - ・ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する障害福祉サービス事業所等の安全を確保する観点から、事業所等において水害対策のための移転改築整備を図るもの
- ※ 水害対策のための施設整備が既に行われている障害福祉サービス事業所等においても、利用者の更なる安全確保のために追加で異なる整備を実施することも可能。

※ 対象区域

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 39 条により指定された災害危険区域に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第 9 条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）附則第 2 条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法第 14 条の 2 により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 水防法第 14 条の 3 により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒区域又は同法第 72 条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 地すべり等防止法第 3 条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する障害福祉サービス事業所等

- ・ その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地域防災計画等により指定されている障害福祉サービス事業所等

(4) 非常用自家発電設備の整備について

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日）1の(2)、(8)③に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対象とすることとし、次の①～③に該当し、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

- ① 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった非常用自家発電設備の改造工事（燃料貯蔵用のタンクの設置等も含む）
- ② 土砂災害等に備えた障害福祉サービス事業所等の一部改修に伴う緊急災害用の自家発電設備の整備
- ③ 太陽光等の再生可能エネルギーによる自家発電設備の導入、電気自動車の充電スタンド設置等多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備

※ 非常用自家発電設備が設置されている場合でも、既存設備において72時間の電源が確保できない場合は、その設備の改造や、別の自家発電設備の整備を行うことを可能とする。

非常用設備等の設置場所については、会計検査院が実施した検査の報告書（令和5年5月）において、一部の施設について「非常用自家発電設備が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により浸水が発生した場合に非常用自家発電設備が使用できなくなるおそれがある状況となっていた」ことを踏まえ、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにすること。

※（参考URL）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する会計検査の結果について」

https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/050517_zenbun.pdf

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	72,900,000
			標準	69,500,000
		21人～40人	都市部	147,100,000
			標準	140,100,000
		41人～60人	都市部	246,000,000
			標準	234,300,000
		61人～80人	都市部	345,400,000
			標準	329,000,000
		81人～100人	都市部	445,200,000
			標準	424,000,000
		101人～120人	都市部	543,600,000
			標準	517,800,000
		121人以上	都市部	643,500,000
			標準	612,900,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	58,800,000
			標準	56,000,000
		21人～40人	都市部	118,700,000
			標準	113,100,000
		41人～60人	都市部	198,700,000
			標準	189,300,000
		61人～80人	都市部	280,000,000
			標準	266,700,000
		81人～100人	都市部	359,700,000
			標準	342,600,000
		101人～120人	都市部	441,000,000
			標準	420,000,000
		121人以上	都市部	521,000,000
			標準	496,200,000
就労・訓練事業等整備加算			都市部	56,200,000
			標準	53,600,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	185,500,000
			標準	176,700,000
短期入所整備加算			都市部	15,100,000
			標準	14,400,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,700,000
			標準	16,900,000
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	12,400,000
			標準	11,900,000
居宅介護整備加算			都市部	8,400,000
			標準	8,000,000
避難スペース整備加算			都市部	48,900,000
			標準	46,500,000

療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	132,900,000
			標準	126,600,000
		21人 ~ 40人	都市部	267,000,000
			標準	254,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	445,100,000
			標準	423,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	626,400,000
			標準	596,700,000
		81人 ~ 100人	都市部	806,200,000
			標準	767,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	985,600,000
			標準	938,700,000
		121人以上	都市部	1,165,500,000
			標準	1,110,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,200,000	
		標準	53,600,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	185,500,000	
		標準	176,700,000	
	短期入所整備加算	都市部	15,100,000	
		標準	14,400,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,700,000		
	標準	16,900,000		
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000		
	標準	11,900,000		
居宅介護整備加算	都市部	8,400,000		
	標準	8,000,000		
避難スペース整備加算	都市部	48,900,000		
	標準	46,500,000		
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	34,600,000
			標準	33,000,000
		短期入所整備加算	都市部	15,100,000
			標準	14,400,000
	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,730,000	
		標準	2,610,000	
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000	
		標準	11,900,000	
	居宅介護整備加算	都市部	8,400,000	
		標準	8,000,000	
避難スペース整備加算	都市部	48,900,000		
	標準	46,500,000		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	36,500,000
			標準	34,800,000
短期入所(短期入所のための整備の場合)			都市部	18,300,000
			標準	17,500,000
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のための整備の場合)			都市部	12,400,000
			標準	11,900,000
居宅介護(居宅介護のための整備の場合)			都市部	8,400,000
			標準	8,000,000
避難スペース整備(避難スペースのための整備の場合)			都市部	48,900,000
			標準	46,500,000

補装具製作施設	都市部	18,300,000
	標準	17,500,000
盲導犬訓練施設	都市部	230,100,000
	標準	219,100,000
点字図書館	都市部	63,100,000
	標準	60,100,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	85,200,000
	標準	81,200,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ）の整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(耐震化等整備を行う場合)

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	195,600,000	
			標準	186,300,000	
		41人 ~ 60人	都市部	326,300,000	
			標準	310,800,000	
		61人 ~ 80人	都市部	458,500,000	
			標準	436,700,000	
		81人 ~ 100人	都市部	590,800,000	
			標準	562,700,000	
		101人 ~ 120人	都市部	721,800,000	
			標準	687,400,000	
		121人 ~	都市部	853,800,000	
			標準	813,100,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	157,800,000
				標準	150,300,000
	41人 ~ 60人		都市部	263,700,000	
			標準	251,200,000	
	61人 ~ 80人		都市部	371,300,000	
			標準	353,700,000	
	81人 ~ 100人		都市部	477,300,000	
		標準	454,500,000		
101人 ~ 120人	都市部	585,300,000			
	標準	557,400,000			
121人 ~	都市部	690,900,000			
	標準	658,100,000			
就労・訓練事業等整備加算	都市部	74,700,000			
	標準	71,100,000			
短期入所整備加算	都市部	16,700,000			
	標準	15,900,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	23,200,000			
	標準	22,200,000			

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。